

社会福祉法人清河会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清河会（以下「法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 サングリーンピア山方・太子・大宮・太田の4拠点を代表し、継続的に就業する理事長の報酬は、役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、評議員会の承認を受け、別表1により支給する。

2 理事が理事会に出席したとき、その他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に携わった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費は支給しないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したとき、またそれ以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に携わった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

4 評議員が評議員会に出席したとき、その他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に携わった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬等の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の理事長については、毎月1日に起算し、当月末日に締切り、翌月20日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 前項以外の役員等については、支払いの事実が発生したのち、その都度通貨で本人に直接支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費（日額） | 報酬（日額） | そ の 他 |
|-----|---------|--------|-------|
| 実 費 | 実 費 | 8,000円 | 実 費 |

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 | 備 考 |
|------------------------------|----------|--------|-----------------|
| 理事長報酬（月額） | 350,000円 | — | |
| 理事会出席報酬（日額） 理事業務報酬等（日額） | 8,000円 | 2,000円 | 職員との兼務 がない場合 |
| 評議員会出席報酬（日額） 評議員業務報酬等（日額） | 8,000円 | 2,000円 | |
| 監事監査指導報酬等（日額） | 8,000円 | 2,000円 | |